

規約

柏市文化連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は、柏市文化連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(事務所)

第2条 連盟の事務所は、会長宅に置く。

(目的)

第3条 連盟は、市民文化団体相互の親睦及び協調、並びに各種文化事業の推進を図り、柏市における文化の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 連盟は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 会員相互の情報交換
- (2) 会員の活動に対する支援
- (3) 芸術文化事業の実施
- (4) 柏市主催の芸術文化事業に対する協力
- (5) 芸術文化の普及
- (6) その他連盟の目的達成のために必要な事業

第2章 会員

(会員)

第5条 連盟は、第3条の目的に賛同し、柏市内において文化活動を行う団体（以下「文化団体」という。）の代表者をもって会員とする。

(賛助会員)

第6条 連盟は、賛助会員を置くことができる。

2 賛助会員は、本連盟の目的に賛同する個人又は団体とする。

3 賛助会員の会費は、1口5,000円とし、毎年1回納入しなければならない。会計年度の途中で会員となったものも同様とする。

(加盟及び脱退)

第7条 連盟に加入しようとするものは、理事会の承認を受けるものとする。連盟を脱退しようとするものも同様とする。

(除名)

第8条 第3条の目的に反する行為を行ったもの、又は連盟の円滑な運営を妨げ、

連盟の名誉を著しく損ねる行為を行ったものは、総会の決議により除名することができる。

(部門)

第9条 会員相互の連絡及び調整を図るため、会員を部門ごとに区分する。

2 部門の名称は、邦楽、洋楽・パフォーマンス、民謡・民舞、茶道・香道、文芸・文化、華道、書道、手工芸、園芸、美術・写真とする。

第3章 役員

(役員)

第10条 連盟に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名以内
- (3) 理事 40名以内
- (4) 監事 2名以内

2 会長、副会長及び監事は、会員の中から総会において選出する。

3 理事は、会員の中から各部門ごとに会員相互の推薦により選出する。

4 前項の規程にかかわらず、特別の事情がある場合は、会員の推薦により文化団体の構成員の中から理事を選出することが出来る。この場合において、理事の選出に当たっては、総会の議決を得なければならない。

(役員任期)

第11条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 任期途中で役員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員任期が満了した場合において、新たな役員が選任されるまでの期間は、任期満了前の役員がその職務を遂行するものとする。

(役員職務)

第12条 役員職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会長は、連盟を代表し、連盟の運営を掌理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長の中から代理者を互選し、代理者が会長の職務を代理する。
- (3) 理事は、連盟の運営を掌る。
- (4) 監事は、連盟の会計を監査するとともに、総会、役員会及び理事会において

意見を述べることができる。ただし、いかなる会議においても表決権は有しない。

(特別役員)

第13条 連盟は、必要に応じて名誉会長、顧問又は相談役（以下「特別役員」という。）を置くことができる。

2 特別役員は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

第4章 運営委員会

(運営委員会)

第14条 事業の円滑な運営を図るため、連盟に運営委員会を設置する。

2 運営委員会の組織は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総務委員会
- (2) 企画委員会
- (3) 特別委員会
- (4) 広報委員会
- (5) 事業委員会

3 特別委員会は、必要に応じて設置するものとする。

4 運営委員会の委員は、理事がこれにあたる。

5 各委員会に委員長及び副委員長を各1名、委員の互選により選出する。

6 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を掌理する。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(運営委員長の任期)

第14条の2 運営委員会の委員長の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 運営委員会の委員長は、継続して再任される場合は、3期までとする。

3 運営委員会の委員長は、理事の職を辞し、又は失った場合においては、当然にその職を失うものとする。

(総務委員会)

第15条 総務委員会の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総会及び理事会に関すること。
- (2) 会員に関すること。
- (3) 研修に関すること。
- (4) 渉外に関すること。
- (5) 市及び国、県等の官公署との連絡及び調整に関すること。

- (6) 行事の共催及び後援並びに会長賞の交付に関する事。
- (7) 会計局及び事務局の設置
- (8) 他の委員会及び局の事務に属さない事。

2 会計局及び事務局の分掌事務は次に掲げるとおりとする。

【会計局】

- ① 連盟の予算及び決算に関する事。
- ② 入会金及び会費の徴収に関する事。
- ③ 寄付金及び補助金に関する事。
- ④ 連盟の会計に関する事。
- ⑤ 現金及び預金通帳の保管に関する事。
- ⑥ 出納簿の記録及び保管に関する事。

【事務局】

- ① 文書及び公印の保管に関する事。
- ② 備品の管理に関する事。
- ③ 文書の発送及び收受に関する事。

(企画委員会)

第16条 企画委員会の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の立案及び企画に関する事。
- (2) その他連盟の事業の企画に関する事。

(広報委員会)

第17条 広報委員会の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 機関紙の発行に関する事。
- (2) 事業の広報に関する事。
- (3) その他連盟の広報に関する事。

(事業委員会)

第18条 事業委員会の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 芸能鑑賞会の実施に関する事。
- (2) 柏市文化祭の参加に関する事。
- (3) その他連盟の事業に関する事。

第5章 会議

(会議)

第19条 連盟の会議は、総会並びに役員会、理事会及び運営委員会の会議とする。

(総会)

第20条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長が指名する。
- 4 総会は、会員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 総会の議決事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 予算の決定及び決算の認定
 - (2) 事業の決定
 - (3) 役員を選出
 - (4) 規約の改廃
 - (5) その他重要な事項

(役員会)

第21条 役員会は、相談役、会長、副会長及び監事をもって構成する。

- 2 役員会は、会長が招集し、その議長となる。
- 3 役員会は、必要に応じて、各運営委員長の出席を求めることができる。
- 4 役員会の協議事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 各委員会活動に関する連絡調整
 - (2) 諸会議に関する準備
 - (3) その他重要な事項

(理事会)

第22条 理事会は、相談役、会長、副会長、理事及び監事をもって構成する。

- 2 理事会の会議は、会長が招集する。
- 3 理事会の議長は、会長が指名する。
- 4 理事会の会議は、構成員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 理事会の会議における議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 理事会の議決事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 総会に提出する議案の承認
 - (2) 運営委員会の分掌事務に関する事項の決定及び承認
 - (3) 会員の加盟及び脱退の承認
 - (4) 規程の改廃
 - (5) 公職等候補者の承認
 - (6) 表彰者の決定

(7) その他連盟の運営に関する事項の決定

(運営委員会)

第23条 運営委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 運営委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 運営委員会の会議における議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 運営委員会の議決事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 理事会に提出する議案の承認

(2) 運営委員会の分掌事務に関する事項の承認

第6章 会計

(経費)

第24条 連盟の経費は、会費、寄付金、補助金、その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第25条 連盟の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会費)

第26条 会費の額は、1団体につき年額5,000円とする。

2 会員は、毎年1回会費を納入しなければならない。

第7章 補則

(補則)

第27条 この規約に定めるもののほか、連盟の運営に必要な事項は、会長が理事会に諮って定める。

附 則

1 この規約は、昭和34年1月10日から施行する。

2 この規約は、昭和44年8月2日から施行する。

3 この規約は、昭和46年5月16日から施行する。

4 この規約は、昭和48年6月10日から施行する。

5 この規約は、昭和52年4月1日から施行する。

6 この規約は、昭和54年4月14日から施行する。

7 この規約は、昭和60年4月7日から施行する。

- 8 この規約は、昭和61年4月20日から施行する。
- 9 この規約は、昭和63年4月16日から施行する。
- 10 この規約は、平成12年4月22日から施行する。
- 11 この規約は、平成15年4月 5日から施行する。
- 12 この規約は、平成16年4月 3日から施行する。
- 13 この規約は、平成17年3月28日から施行する。
- 14 この規約は、平成17年4月 2日から施行し、改正後の第28条及び第29条の規程は、平成17年3月28日から適用する。
- 15 この規約は、平成17年4月 2日から施行する。
- 16 この規約は、平成18年4月 8日から施行する。
- 17 この規約は、平成20年4月 5日から施行する。
- 18 この規約は、平成27年4月11日から施行する。
- 19 この規約は、令和6年4月14日から施行する。

(第24条の「入会金」の文字及び第26条「入会金」の項目を削除し、第27条、第28条の繰上げ行った。)

規程

柏市文化連盟処務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、柏市文化連盟規約（平成12年4月22日施行）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(加盟)

第2条 柏市文化連盟（以下「連盟」という。）に加入しようとする団体（以下「申込者」という。）は、加盟申込書を連盟に提出しなければならない。

2 連盟は、前項の申込書の提出を受けた場合は、速やかに理事会に諮り、承認の可否を通知するものとする。

3 前項の通知にあたり、承認する場合は、申込者に承認書を交付するものとする。

(脱退)

第3条 連盟を脱退しようとするものは、脱退届を提出するものとする。

2 連盟は、前項の脱退届の提出を受けた場合は、速やかに理事会に諮り、承認の可否を通知するものとする。

3 会費を2年間滞納した会員については、第1項の脱退届の提出の如何にかかわらず、理事会の承認を得て、連盟を脱退したものとする。

(履歴事項の変更)

第4条 会員は、その履歴事項に変更があった場合は、速やかに履歴事項変更届を連盟に提出しなければならない。

(理事)

第5条 理事は、部門ごとに1名以上選出する。ただし、会長が必要と認める場合は、この限りでない。

(名誉会長、顧問及び相談役)

第6条 名誉会長は、連盟の記念行事等の実施に際し、その代表者としてふさわしいものとする。

2 顧問は、連盟の創立に特に功績のあったものとする。

3 相談役は、連盟の会長であったもの又は連盟の役員として特に功績のあったものとする。

(委任状)

第7条 総会において、出席することができない会員は、委任状を総会の議長あて提出することができる。

2 前項の委任状を提出した会員は、当該総会の出席者数に繰り入れるものとする。

(議事録)

第8条 総会並びに理事会及び運営委員会の議長は、議事録作成人を指名して議事録を作成し、これを保管しなければならない。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が理事会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成12年4月22日から施行する。

<様式>

- ・ 加盟申込書
- ・ 推薦書（理事用）
- ・ 推薦書（一般用）
- ・ 団体調書
- ・ 承認書
- ・ 脱退届
- ・ 履歴事項変更届
- ・ 委任状
- ・ 議事録

柏市文化連盟慶弔金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、柏市文化連盟（以下「連盟」という。）の慶弔金に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 慶弔金の支出の対象及び支出額は、別表に掲げるとおりとする。

(補則)

第3条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が理事会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成12年4月22日から施行する。

別表

種 別	区 分	金 額
祝 金	官公署の周年行事，落成式等に出席し，飲食を伴う場合	10,000円
	民間施設の周年行事，落成式等に出席し，飲食を伴う場合	10,000円
	文化団体，その他の団体の総会，発表会，周年行事等に出席し，飲食を伴う場合	10,000円
見舞金	連盟の役員，特別役員及び会員が傷病等で1か月以上入院した場合	5,000円
	連盟に特に関係のあるものが傷病等で1か月以上入院した場合	5,000円
弔慰金	連盟の役員及び特別役員が死亡した場合	10,000円
	連盟の会員が死亡した場合	5,000円
	連盟に特に関係のあるものが死亡した場合	5,000円

柏市文化連盟表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、柏市文化連盟（以下「連盟」という。）の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰)

第2条 会長は、会員が次の各号の一に該当する場合は、これを表彰するものとする。

- (1) 役員及び理事として、連盟の発展に著しく貢献したものの
- (2) 会員として30年以上加盟し、連盟の発展に著しく貢献したものの
- (3) 前各号に掲げるもののほか、会長が特に表彰することが適当であると認めるもの

(表彰者の決定等)

第3条 表彰候補者の審査及び表彰者の決定は、理事会がこれを行う。

2 前項の審査及び決定は、表彰調書に基づいて行うものとする。

(表彰の期日)

第4条 表彰は、毎年1回定期総会の開催日に行う。ただし、会長が必要と認める場合は、この限りでない。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、感謝状の授与により行うものとする。この場合において、併せて金品を授与することができる。

(追賞)

第6条 第2条各号に該当するものが表彰前に死亡したときは、これを追賞し、感謝状及び金品は、その遺族に授与するものとする。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が理事会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成12年4月22日から施行する。

<様式>

・表彰調書

柏市文化連盟行事等後援規程

(趣旨)

第1条 この規程は、柏市文化連盟（以下「連盟」という。）が、会員の代表する団体又はその他の文化団体が行う行事に対して共催し又は後援することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 行事 芸術文化に関する舞台発表会、作品展覧会、講習会、その他の催しものをいう。
- (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を分担することをいう。
- (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。

(承諾の基準)

第3条 連盟は、次の各号に該当する行事について、共催又は後援することがある。

- (1) 柏市の芸術文化の振興上有益であると認められるもの
- (2) 会員が主催するもの
- (3) その他会長が共催又は後援を必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当すると認められる行事については、共催又は後援をしないものとする。

- (1) 営利を目的とするもの
- (2) 政治的目的を有するもの
- (3) 宗教的目的を有するもの

(申込の手続き等)

第4条 連盟の共催又は後援を申し込もうとするものは、行事の共催・後援申込書を行事の開催前20日までに連盟に提出しなければならない。

2 連盟は、前項の申込書の提出があったときは、速やかに承諾の可否を通知するものとする。

(報告)

第5条 共催又は後援を受けた行事の主催者は、行事終了後14日以内に実施報告書を連盟に提出しなければならない。

(補則)

第6条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、会長が理事会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成12年4月22日から施行する。

<様式>

- ・ 行事の共催・後援申込書
- ・ 行事の実施報告書

柏市文化連盟会長賞交付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、柏市文化連盟会長賞（以下「会長賞」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の基準)

第2条 柏市文化連盟（以下「連盟」という。）は、会員の代表する団体又はその他の文化団体が主催する芸術文化に関する舞台発表会、作品展示会、講習会、その他の催しもの（以下「行事」という。）において、他の模範となる優れた内容のものを発表し又は製作した個人又は団体に対して会長賞を交付することができる。

(申込の手続き等)

第3条 会長賞の交付を申し込もうとするものは、会長賞交付申込書を行事の開催前20日までに連盟に提出しなければならない。

2 連盟は、前項の申込書の提出があったときは、速やかに承諾の可否を通知するものとする。

(補則)

第4条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、会長が理事会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成12年4月22日から施行する。

<様式>

- ・会長賞交付申込書